

韓国における「朝鮮人強制動員」問題の現状 と課題

南, 相九 / Han, Hyein / 韓, 惠仁 / Nam, Sanggu

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

686

(開始ページ / Start Page)

37

(終了ページ / End Page)

47

(発行年 / Year)

2015-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012643>

韓国における「朝鮮人強制動員」問題の 現状と課題

韓 惠 仁・南 相 九

はじめに

- 1 韓国政府の「強制動員」被害者に対する認識と政策の変化
- 2 韓国での「強制動員」関連研究の推移と現状
- 3 日本政府の「強制動員」に関する認識の問題

終わりに

はじめに

韓国が独立してから70年、日韓国交正常化から50年の年月が経つが、韓国において「強制動員」の性格や法的責任をめぐる問題は依然として現在進行形の問題である。被害者の補償と賠償を求める訴訟が続いているし、「強制動員」の記憶をめぐる問題が日韓の外交問題になっている。このような状況を象徴するものとして以下の二点があげられる。一点目は、2004年3月5日制定された「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」（以下「特別法」）に基づいて、2004年11月10日国務総理所属の「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」（以下「真相糾明委員会」）が発足し、「強制動員」に関する調査・研究と被害者の判定を行ったことである。「強制動員」に関する調査・研究が「特別法」を根拠とし、政府機関によって行われたのである。政府の機関によって組織的な調査と研究が行われたという点は大きいですが、「特別法」には「強制動員」の時期や範囲などが規定されており、研究が個別的な被害の証明に制限される側面があった。

二点目は、「明治日本の産業革命遺産」のユネスコ世界遺産登録をめぐる日韓の葛藤で浮き彫りにされた「強制動員」の記憶をめぐる争いである。世界遺産登録に際して韓国政府は「朝鮮人強制動員」の歴史の明記を要求し、日本政府と争った。この問題は日本政府が2015年7月5日世界遺産委員会で「1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた (forced to work under harsh conditions) 多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である」と述べることで一応解決されたかに見えた。韓国側はこの発言を「強制動員」を認めたと受け取ったのである。しかし、岸田文雄外相は、7月7日記者会見で「forced to work」は「当時国民徴用令に基づく徴用が行われたことを記述したものであって、我が国として、

強制労働があったと認めるのではない」と述べた⁽¹⁾。強制労働に関する日韓の政府の認識の差は明らかであり、この問題をめぐる外交的な葛藤はこれからも続けられる可能性が高い。

韓国における「強制動員」に関する研究は、以上のような状況と連動しながら行われたと言える。本稿では、このようなことを念頭におきながら韓国における「朝鮮人強制動員」問題の現状と課題を検討したい。特に、以下のことに重点をおきたい。第一に、韓国政府の「強制動員」被害者の問題に対する認識と政策の変化である。安倍総理談話の基礎を作った21世紀構想懇談会の報告書は、韓国政府が「ゴールポスト」を動かしたため歴史問題が解決されないのだと主張しているが、韓国政府の政策は被害者の権利意識の高揚や歴史問題に対する認識の進歩を反映してきたと言える。第二に、大法院（日本の最高裁判所にあたる）判決や「特別法」など司法や政府の政策と研究成果がどのように関係していたのかに関心を置きながら韓国での主な研究成果を検討したい。第三に、ユネスコ世界遺産登録と関連して日本政府は、「その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた」のを1944年9月からの国民徴用令による徴用に限定していることについて、募集や官斡旋も「強制動員」であることを先行研究から明らかにしたい。

1 韓国政府の「強制動員」被害者に対する認識と政策の変化

韓国政府の「強制動員」被害者に関する認識は、被害者の補償をめぐる日本政府との交渉と韓国の国内の立法措置に象徴的に表れている。1945年独立の直後、米軍政が戦後処理の一環として、朝鮮勤労働員援護会等の朝鮮労務援護会を解体・整理した結果、強制動員問題を取り扱う組織はなくなった⁽²⁾。当時の強制動員に関する世論を見ると、「陸海軍属・徴用・徴発・報国隊・愛国作業団・挺身隊・慰安婦等々で倭敵の鞭によって連れて行かれた」（『国際新聞』1948. 9.14）、「徴用・勤労挺身隊で連れて行かれた被動員労務者及び軍属」（『民衆週報』1949. 5.20）、「海外各地に強制的に徴兵・徴用等の名目で」（『嶺南日報』1949. 5.20）などに見られるように、日本による人的動員を強制として認識していたのであり、徴用と徴兵だけではなく勤労報国隊や愛国作業団、慰安婦も同様の被害として認識していた。「強制動員」被害者は帰還者と遺族を中心として団体を結成して解決を求めた。太平洋同士会など3団体は1948年10月18日「対日強制労務者未諸金債務移行要求の件」を国会に提出し、「徴用及び官斡旋労務者の労務賃金の基本補助金、特別補助金、家族手当、家族送金、復員旅費に関する手当、死亡に対する葬祭料、弔慰金、遺家族に対する補助金とその外の保管金、保険金、災害給与金と未帰還者の遺骨奉還、生還者の救護、職業斡旋」などを要求した。同件は1948年11月27日、日本会議で議決された⁽³⁾。しかし、政府は「強制動員」被害者の問題の解決は日韓の交渉に委ねた。

日韓国交正常化交渉において、韓国政府は1960年「請求権8項目」を提示し、人的な被害に関する請求として被徴用者に対する未払金と被徴用者の被害に対する補償を要求した。1961年6次

(1) 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000241.html#topic5)。

(2) 1945年以降韓国での「強制動員」被害者に関する認識と補償政策の変化については、韓恵仁（2014）の「한일청구권협정 체결 전후 강제동원피해의 범위와 보상논리 변화」（『史学研究』, No.113）がある。

(3) 韓恵仁（2014），前掲論文，224-226項。

会議では、「被徴用者の未払金（賃金，俸給，手当），戦争による被徴用者の被害に対する補償（労働者と軍人・軍属として強制徴用された人々に対する補償）」を要求した。日本政府は徴用で動員した者だけを対象にしようとしたが，韓国政府は「官斡旋も徴用も当時韓国人労働者を日本へ連行した方法はとても過酷であった」とし，官斡旋と徴用を区別しなかった。これは被害者団体の意見と一致している。しかし，戦前に援護の対象であった管斡旋と徴用と徴兵だけを対象にしたことは，「強制動員」の範囲を縮小する結果となった⁽⁴⁾。

韓国政府は1965年日韓請求権条約に基づいた「強制動員」被害者の補償のため1971年1月9日「対日民間請求権申告に関する法律」を制定した。その対象は「日本国により軍人，軍属又は労務者として召集又は徴用され1945年8月15日以前に死亡した者」であった。また，財産権については属地主義を原則としたが，人的な被害については制限を設けなかった。つまり，徴用された地域とは無関係に，韓国の国籍を持っていれば申告ができたのである。被徴用死亡者の遺族には一人当たり30万ウオンの慰労金を支給した。支給を受けたのは8,522人であった。支給の理由と金額の基準について財務部長官は，「被徴用死亡者は日本の戦争遂行のための服務であったが，強制徴用であったのであり，死亡後長期間が経った補償であることを勘案し，国軍兵士及び対スパイ作戦支援中に死亡した郷土予備軍に準じて策定した」と説明した⁽⁵⁾。

しかし，政府の政策は遺族の反発を招いた。1973年発足した太平洋戦争遺族会は1974年10月20日には韓国政府が支給する慰労金の拒否のための「受取拒否遺族団結会」を開催した。補償の対象が被徴用死亡者の遺族に限定されたため，被害者団体は遺族を中心として結成された。しかし，遺族会の政治的な力は弱かったため，政府の政策を変えることはできなかった。

「強制動員」被害者の問題が再び浮上するのは1987年韓国の民主化運動以後であった。民主化運動によって抑圧されていた「強制動員」被害者問題も噴出したのである。1988年7月太平洋戦争遺族会が再起し，1989年2月24日昭和天皇の葬式の日，平成天皇に太平洋戦争の被害者に対する責任を継承すべきだとする公開書簡を発送した。そして，同遺族会が中心になって1990年10月29日，日本政府に公式謝罪と賠償を求める訴訟を提起した。日本政府と企業を相手にした「朝鮮人強制動員」被害者の訴訟は，1990年代に30件が提起された⁽⁶⁾。しかし日本での訴訟は一部の和解を除けばすべて棄却されたため，解決のための運動は韓国の国内政治を動かす方向に変わった。2000年9月被害者団体と研究団体，市民団体の代表が強制動員真相究明会を発足し，「強制動員」の被害調査と補償問題の解決を求める運動を始めた。

その結果，2001年10月12日には「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する法律案」が発議され，2004年3月5日「特別法」が制定された。そして2007年12月10日「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（2010年3月22日「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等の支援に関する特別法」（以下，「支援特別法」に改定）が制定された。「支援特別法」は，強制動員被害者を「1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人，軍務員又は労務者等として国外に強制動員され，その期間中又は国内に帰還する過程で死亡若しくは行方不明

(4) 韓恵仁 (2014)，前掲論文，228項。

(5) 韓恵仁 (2014)，前掲論文，276項。

(6) 辛珠柏 (2014)，『역사화해와 동아시아형 미래만들기』，선인，141-148頁。

になった者又は大統領令に定める負傷により障害を負った者」と規定した。

一方、「強制動員」被害は、満州事変以降太平洋戦争に至る時期に日帝によって強制動員されて軍人・軍務員・労務者・慰安婦などの生活を余儀なくされた者が被った生命、身体、財産などの被害を言う。ただし、サハリン被害者の場合は、1990年9月30日まで帰還ができなかったことを認め、1990年9月30日までとした。この法律が、なぜ満州事変から範囲を広めているのか、なぜ強制動員の被害の範囲を1938年からとするのかに関する論理的な理由は見当たらない。また、なぜ動員の場所が朝鮮の内外によって被害の扱いが異なるかに対しても明確な説明がなかった。

募集による動員も強制動員として認めたが、国内の被害者は補償の対象にはしなかったのが1974年との差である。また、生還者も補償の対象となったため、生還者を中心とした団体も結成された。

「特別法」によって2005年2月から2008年6月まで被害調査申請をしたのは226,583件である。この中で2012年5月11日現在217,004件が被害者（軍人32,645、軍務員36,348、労務者147,893、慰安婦22、その外96）としての判定を受けた⁽⁷⁾。

「強制動員」被害者に関する韓国政府の認識と政策の変化を補償問題を中心に整理すると表1の通りである。

表1 韓国政府の「強制動員」被害者の補償関連政策の変化

区分	日韓交渉 (1951-1965)	対日民間請求権補償法 (1974)	対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法 (2011)	
			犠牲者	被害者
時期	太平洋戦争前後	限定しない	1938. 4. 1 - 1945. 8. 15 (サハリンの場合は 1990. 9. 30まで)	満州事変 - 1945. 8. 15
対象	死亡者・負傷者、財産等の被害（軍人、軍属、労務者）	被徴用死亡者（軍人、軍属、労務者）	死亡者、行方不明者、負傷者、生還者（軍人、軍務員、労務者等）	生命、身体及び財産等の被害（軍人、軍務員、労務者、慰安婦等）
強制的範囲	官斡旋、徴用	召集、徴用	強制動員 (募集、官斡旋、徴用)	強制動員
地域	限定しない	限定しない	国外	限定しない

表1から見られるように、韓国政府の「強制動員」被害に関する範囲が変化していたことがわかる。そして、2011年の「支援特別法」による支援も、補償対象に対する範囲と基準が一貫していない。2004年制定された「特別法」によって「強制動員」被害者として認められても、「特別法」の「犠牲者」の範囲には入らないことなどのケースもあって、これと関連した訴訟も提起された。その一つの例として「国内（朝鮮内）被害者」による訴訟をみてみよう。

「国内強制動員」被害者である朴某は、「特別法」が「太平洋戦争前後強制動員された者の中、『国

(7) 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会ホームページ (http://www.jiwon.go.kr/TJRS_SVR/news/news_05_view.do)。

外』の「強制動員者」に対してだけ医療支援金を支給する法律条項が憲法上保障されている平等権を侵害する」とし、2009年2月18日憲法訴訟を提起した。それに関して、2011年2月24日憲法裁判所は、「現在の国外強制動員犠牲者のみを支援する「特別法」は合憲である」と判断した。この事実が報道された後、支援団体と一部の研究者は、憲法裁判所の判決が「国内動員」は「強制動員」でないとは判断したと思ひ、国内動員も「強制動員」被害者であるにもかかわらず、1965年韓日協定締結当時日本政府が「強制動員」被害者の規模を縮小し、賠償責任を減らす意図で朝鮮内の動員は強制動員の範囲から外したと批判した。

しかし、憲法裁判所の判決の多数意見は、いわゆる「国内」動員が強制動員の被害者かどうかの判断ではなかった。つまり、「大韓民国が事実上朝鮮人を保護する祖国がなかった状況下で発生した被害に対して、経済的支援をしなければならないのかどうか…（中略）…などの問題は、基本的に国家の財政負担能力や全体的な社会保障水準などにより決めなければならない広範囲な立法形成の領域に属すること」で、「国家が国家の財政負担能力などを考慮して一般的に強制動員による精神的苦痛が、より一層大きいと認められる「国外強制動員者」集団を優先的に処遇することが客観的に正義と公平に反し、恣意的な差別だとみることが難しい」という判決であった。支援団体と研究者の主張とは異なって、韓国の憲法裁判所は「国内動員」そのものは、「強制動員」の被害者の範囲で判断したのである⁽⁸⁾。このように「強制動員」とその被害に対する補償の範囲に関しては、韓国の支援団体、研究者、法律が様々な基準を持っているのである。なぜこのような現象が起こるのかについて先行研究から検討したい。

2 強制動員関連研究の推移と現状

韓国での「強制動員」問題に関する研究は、二つの傾向を持って行われてきた。一つは韓国の通史の中で日本帝国の植民地収奪体制と連続する問題として、もう一つは被害の問題、つまり日本の戦後補償の問題として研究された⁽⁹⁾。戦後直後の韓国での「強制動員」問題は帰還、家族の死亡、未払い賃金など家族の生存のための現実の問題であった。1950年代と1960年代には、「強制動員」問題が8月15日頃になると新聞などで日本帝国の代表的な「蛮行」としてよく取上げられた。しかし、学術的な研究の対象にはならなかった。

「強制動員」の問題が学問的な対象として扱われたのは、1973年の『韓国移民史研究』⁽¹⁰⁾からである。同書の第5章の「在日韓国労働者移民の展開過程と日本軍国主義の末路」で「韓国人強制動員と韓国農村社会の変貌」というタイトルで扱っている。朝鮮の農村の破壊と「強制動員」による日本への移住が、在日朝鮮人社会の形成の一つの要因であると記述している。1979年、趙東杰の『日帝下韓国農民運動史』⁽¹¹⁾にも、「強制動員」を戦時期の農民の受難として扱っていながら、「強制動

(8) 韓恵仁 (2014), 前掲書, 224-225項。

(9) 韓国における強制動員関連研究の具体的な成果については、鄭惠瓊 (2006) の『조선인 강제연행 강제노동 I 일본편』(선인)が参考になる。

(10) 高承濟 (1973) 『韓国移民史研究』章文閣。

(11) 趙東杰 (1979) 『日帝下韓国農民運動史』한길사。

員」という用語は渡日労働者移民の変遷過程として扱っている。韓国の農民は、徴用徴発、徴兵、女性挺身隊（慰安婦を含む）として記述している。1979年の宋建鎬の『韓国現代史暗黒期の民族受難』⁽¹²⁾は、「強制連行される徴兵・学兵・徴用」というタイトルで、労務者の強制徴用、女性挺身隊（「慰安婦」を含む）の連行、学徒勤労働員を扱っている。労務者の強制徴用の場合、1938年以降の労働員を対象にしている。徴用という言葉を使いながらも1944年の徴用令による動員に限定していなかった。

韓国で「強制動員」問題を本格的に研究した最初の本は、1975年に出版された『日帝下強制人力収奪史』⁽¹³⁾である。1965年出版された朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』を主な参考資料として使っているものの、「強制動員」の問題を戦時期植民地朝鮮での人的動員の問題として扱っている。労働員を「強制連行的な労働力動員として募集・官斡旋・勤労報国際・徴用」などに区別し、日本地域への強制動員は募集・官斡旋として、朝鮮内の動員は、勤労報国際として説明をしている。徴用は朝鮮内外の区別なしに行われたと説明している。女子勤労挺身隊は、1944年8月以降の問題として扱っているのではなく、1940年代初めから女性動員によく使われた用語として挺身隊を説明する。この時期に挺身隊として「慰安婦」が強制動員されたと書いたのは特筆すべきところである。また陸軍・海軍・学徒の志願兵制度と徴兵制を「強制動員」の枠組みで説明している。このように「強制動員」の問題を朝鮮内外の区別なしに行われた植民地戦時体制の問題として扱っている。韓国史の中での「強制動員」の範囲は、1938年の国家総動員法による総動員体制の中での朝鮮内外への動員であった。

1986年金雲泰『日本帝国主義の韓国統治』⁽¹⁴⁾、1991年独立記念館の韓国独立運動史研究所で発行した『日帝の朝鮮侵略史』などは、土地調査による収奪体制が戦時期になると人的な収奪になったという政策の連続性として扱っている。「強制動員を通じた労働力収奪」として、朝鮮内外を区分せず、1938年から1945年までの動員政策と実態を取扱っている。また、徴用、徴兵、勤労報国際、女子勤労挺身隊などを並列に扱っている。このような流れの中で、「強制動員」の問題を朝鮮内の動員を中心に研究した1985年『日帝の韓国植民地統治』の中の許粹烈の「朝鮮人労働力の強制動員の実態—朝鮮内での強制動員政策の展開」が目につく。許粹烈は、1938年から始まった朝鮮総督府の朝鮮内の官斡旋政策などを分析して、それが朝鮮外の動員にどのように影響を及ぼしたかを検討した。

博士学位論文として「強制動員」の問題を初めて扱ったのも1990年代に入ってからである。1939年からの日本への「強制動員」の問題を扱った1991年金旻榮の『日帝の朝鮮人労働力収奪に関する研究：強制動員を中心に』⁽¹⁵⁾である。植民地の収奪体制の中での労働員を扱っているものの、主に日本の研究結果と史料を基にしていた。

被害者の問題として「強制動員」問題を扱う研究は1990年から始まった。1991年から日本軍「慰安婦」問題が注目を集めたが、これと共に補償問題としての「強制動員」の問題が取上げられた。

(12) 宋建鎬 (1979) 『한국현대사론』 한국신학연구소.

(13) 金大商 (1975) 『(日帝下) 強制人力収奪史』 正音社.

(14) 金雲泰 (1986) 『日本帝國主義의 韓國統治』 博英社.

(15) 權泰憶 (1991) 『일제의 조선침략사』 독립운동사 교양총서 ; 14, 독립기념관 한국독립운동사연구소.

この時期の研究は、日本の研究を積極的に受け入れ、日本地域への「強制動員」問題をもっと強調する形で行われた。具体的には、1993年に教育部研究助成費（特別課題）による研究として、姜萬吉が研究代表を務めた『日帝の朝鮮人強制動員に関する研究』⁽¹⁶⁾が出された。1995年の韓日問題研究院の『奪われた祖国，連れて行かれた人々：700万朝鮮人強制動員の歴史』⁽¹⁷⁾は、「強制動員」の被害を労務者，慰安婦，原爆被害者，サハリン問題，遺骨問題，在日韓国人の問題を含めて論議している。ここでの「強制動員」被害は、朝鮮外に動員された者のみを扱っている。在日朝鮮人研究者である金仁徳は、日本の研究を積極的に受け入れながら、「植民地時代強制連行の実態」⁽¹⁸⁾をかいた。この論文で扱ったのは、1939年からの日本への労務動員であり、朝鮮内での動員の問題は扱っていなかった。

2000年に入ってから、「強制動員」問題に関してより具体的な研究が行われた。2000年9月「強制動員真相究明会」が発足し、「強制動員」の被害調査と補償問題の解決を求める運動を展開した。補償問題の解決を課題にしていたので、日本との関わりが前より強調され、在日朝鮮人研究者を中心に、日本の研究成果を活発に紹介しながら日本への「強制動員」がもっと強調される傾向が強まった。植民地体制としての「強制動員」の問題より、1939年から始まった日本への労務動員の問題が強調されることになったのである。これは「特別法」などの関係法令の「強制動員」の定義と補償の範囲などに不一致を齎した原因の一つにもなった。

2004年「特別法」によって「委員会」が設立されてからは、この「委員会」を中心に「強制動員」被害に関する調査と研究が行われた。「委員会」による被害真相調査は、外部から申告を受け付けて、調査責任者を決め調査を行い、それを委員会の検討と議決をへて発刊する。委員会が調査の対象を決める直権調査も行った。2013年12月まで完了した調査は申請受付調査が28件、直権調査が5件である⁽¹⁹⁾。

「委員会」から出された真相調査報告書を見ると、「太平丸事件真相調査」⁽²⁰⁾、「日本長生炭鉱水没事故真相調査」⁽²¹⁾、「南洋群島ミリカン町で虐殺された強制動員朝鮮人に関する真相調査」⁽²²⁾、「イキ対馬地域の帰国朝鮮人海難事故及び犠牲者遺骨問題真相調査」⁽²³⁾、「サハリン瑞穂朝鮮人虐殺真相調査」⁽²⁴⁾など虐殺事件、事故などに関する真相調査をはじめ、「サハリン二重徴用被害真相調査」⁽²⁵⁾、

(16) 姜萬吉 (1993) 『일제의 조선인 강제동원에 관한 연구』 93 교육부 학술연구 조성비 특별과제 1 차년도 보고서.

(17) 韓日問題研究院 (1995) 『빼앗긴 조국, 끌려간 사람들: 7 백만 조선인 강제동원의 역사』 아세아문화사, 1995.

(18) 金仁徳 (2001) 「식민지시대 강제연행 실태」 『한국민족운동사학회』, vol.29.

(19) 鄭惠瓊 (2015) 「日帝強占期における強制動員の真相究明の為の韓国社会の努力と展望」 『제 6 회 역사NGO 대회 자료집: 전후 70년의 세계와 동아시아 평화-시민사회의 참여와 역할』 12頁.

(20) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2006) 『타이헤이마루사건 진상조사』.

(21) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2007) 『일본조세이탄광 수몰사고 진상조사』.

(22) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2011) 『남양군도 밀리환초에서 학살된 강제동원 조선인에 대한 진상조사』.

(23) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2008) 『이키 츠시마지역 귀국 조선인 해난사고 및 희생자 유골문제 진상조사』.

(24) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2008) 『사할린 미즈호조선인 학살사건 진상조사』.

(25) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2006) 『사할린 이중징용피해자 진상조사』.

「戦時体制期九州地域麻生鉱業強制動員被害者に対する真相調査」⁽²⁶⁾, 「北海道東川町絵卸発電所強制動員被害真相調査」⁽²⁷⁾など地域別の強制動員被害の調査もある。また, 「朝鮮人BC級戦犯に関する真相調査」⁽²⁸⁾, 「靖国神社韓国人合祀に関する真相調査」⁽²⁹⁾のように「強制動員」による2次被害を扱ったものもある。また朝鮮内の「強制動員」の問題を扱ったものもある。「ソロク島ハンセン病の強制労役に関する真相調査」⁽³⁰⁾, 「コムン島軍事施設構築のための住民強制動員に関する調査」⁽³¹⁾などがそれである。「慰安婦」被害に関しては, 「インドネシア動員女性名簿に関する真相調査」⁽³²⁾, 「海南島に強制連行された朝鮮人性奴隷に関する真相調査」⁽³³⁾, 「戦時期日本地域の企業慰安所と朝鮮人企業慰安婦に関する真相調査」⁽³⁴⁾などがある。

「委員会」の調査員は, 委員会の調査結果と史料をもとに研究発表を活発にしている。鄭惠瓊は, 真相調査を行った「サハリン二重徴用被害真相調査」報告書をもとに, 「1944年日本本土に転換配置された樺太朝鮮人鉱夫」⁽³⁵⁾と「戦時体制期樺太転換配置朝鮮人労務者関連名簿の微視的分析」⁽³⁶⁾を発表している。金明煥も「日本長崎県崎戸町埋火葬認許証記載朝鮮人死亡者問題真相調査」をもとにして, 2011年「日本長崎県崎戸町埋火葬認許証記載朝鮮人死亡者分析」⁽³⁷⁾という論文を発表した。

委員会の発足以降本格的に研究が始まった分野は, 南洋群島への「強制動員」問題である。この問題については鄭惠瓊が2002年に「公文書の微視的構造認識から見る南洋農業移民1939-1940」⁽³⁸⁾を発表した。「委員会」に勤務していた金明煥の一連の研究⁽³⁹⁾は, 今まで「強制動員」の研究では注目されなかった南洋群島の実態を明らかにした。

-
- (26) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2006) 『전시체제기 규슈지역 아스광업 강제동원 피해자 진상조사』.
- (27) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2011) 『홋카이도 히가시쵸 예사시 발전소 강제동원 피해자 진상조사』.
- (28) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2011) 『조선인 BC급 전범에 관한 진상조사』.
- (29) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2007) 『아스쿠니신사 한국인 합사에 관한 진상조사』.
- (30) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2008) 『소록도 한센병의 강제노역에 대한 진상조사』.
- (31) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2008) 『거문도 해사시설구축을 위한 주민 강제동원대환 조사』.
- (32) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2011) 『인도네시아동원 여성 명부에 관한 진상조사』.
- (33) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2011) 『해남도에 관한 강제동원된 조선인 성노예에 관한 진상조사』.
- (34) 일제강점하강제동원피해진상규명위원회 (2011) 『전시기 일본지역 기업위안소와 조선인 기업위안부에 관한 진상조사』.
- (35) 鄭惠瓊 (2008) 「1944년에 일본 본토로 전환배치된 사할린 조선인 광부」 『한일민족문제연구』 제14호.
- (36) 鄭惠瓊 (2009) 「전시체제기 화태 전환배치 조선인 노무자 관련 명부의 미시적 분석」 『崇實史學』 제22집.
- (37) 金明煥 (2011) 「일본 나가사키현 사키토정 등재 조선인 사망자 분석 (1940-1945)」 『한국민족운동사연구』 제67집.
- (38) 鄭惠瓊 (2002) 「공문서의 미시적 구조인식에서 본 남양농업이민」 『한일민족문제연구』 제3호.
- (39) 金明煥 (2010) 「일제말기 조선인의 남양군도 이주와 그 성격 (1939-1940)」 『한국민족운동사연구』 제64집; (2013) 「1944년 남양청의 조선인 노무자 동원과 귀환」 『한국민족운동사연구』 제76집; (2009) 「식민지시기 조선인의 남양군도 이주실태 (1914-1938)」 『한일민족문제연구』 제16호; (2010) 「일제말기 남양척식주식회사의 조선인 동원실태」 『한일민족문제연구』 제18호; (2008) 「1943-1944년 팔라우 지역 조선인 노무자 강제동원」 『한일민족문제연구』 제14호.

3 日本政府の強制動員に関する認識の問題

「明治日本の産業革命遺産」のユネスコ世界遺産登録の際の日本代表の「その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた」という発言について、菅義偉官房長官は7月6日記者会見で「1944年9月から1945年8月の終戦までの間に、国民徴用令に基づいて、朝鮮半島出身者の徴用が行われた」ことを意味するものであり、「当時の日本のこの徴用は、ILOの強制労働条約、これで禁じられた強制労働に当たらない」し、補償問題は解決済みだと述べた⁽⁴⁰⁾。三菱マテリアルも中国の強制動員被害者については謝罪と補償をする方針を決めたが、朝鮮人は対象外にした。その理由について同社の社外取締役であり、21世紀構想懇談会の委員であった岡本行夫は、朝鮮人は「日本人」として1938年国家総動員法の下で動員され、日本人と同じ労働条件下に置かれたのであり、欧米戦争捕虜や中国人労働者が置かれた条件ほど厳しく過酷なものでなかったのではないかと説明した⁽⁴¹⁾。菅官房長官の発言もこのような認識の上に立っていると言える。果たして徴用だけが強制であり、朝鮮人は「日本人」と同様に扱われていたのであろうか。先行研究から日本政府の強制動員に関する認識の問題を検討したい。

第一に、法律的な強制性だけを強調することは、募集と官斡旋における強制性の実態を見落とすことになる。募集と官斡旋の強制性に関する研究としては、朝鮮総督府の政策と釜山職業紹介所、北海道炭鉄鉱船株式会社の運用システムと釜山出張所の役割、動員の実態を明らかにした韓恵仁の研究がある⁽⁴²⁾。韓恵仁によると募集期にも末端行政の介入によって官斡旋と同様の状況が作られたのであり、日本の企業はこのような状況を利用して不法的な動員をした。官斡旋による動員過程でも逃亡者が発生したのは、本人の意思に反する動員であったことを象徴している。また釜山職業紹介所の事例を通して、警察を動員に利用するなど動員が強制的であったことを立証した。その結果、動員された朝鮮人は募集や斡旋も日本政府による徴用として認識したのである。徴用だけが強制だという主張はこのような実態を無視しているのである。そして、一般的に募集→官斡旋→徴用の段階で動員されたと認識されてきたが韓と鄭惠瓊の研究⁽⁴³⁾によると、三つの方法が1945年まで混用されていたのである。三つの方法は国家的な動員計画に基づいた行政命令や法律によって運用された強制的なものであったのである。

第二に、強制動員された被害者が強制動員をどのように認識しているのかということである。被害者の経験に関する聞き取り調査は1990年代から始まったが、2004年からは「真相糾明委員会」によって組織的に行われた。「真相糾明委員会」は被害者判定や真相究明の手段として聞き取り調査を

(40) 内閣官房ホームページ (http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201507/6_p.html)。

(41) 『東洋経済ONLINE』2015年8月6日 (<http://toyokeizai.net/articles/-/79307>)。

(42) 韓恵仁 (2001) 「'조선인 강제연행'에서의 강제성의 한 단면-훗카이도탄광기선주식회사를 중심으로-」 『日本語文学』 第10集; (2006) 「소위 관알선에 의한 강제연행의 경로-훗카이도탄광기선주식회사를 중심으로-」 『2006년도 東洋史學會 秋季 學術發表會 發表要地』; (2003) 「'강제연행'에서의 공출구조-1939・40년의 조선총독부 정책과 부산직업소개소의 역할을 중심으로-」 『한일민족문제연구』 第4号

(43) 鄭惠瓊 (2006) 『조선인 강제연행 강제노동 I 일본편』 선인。

組織的に行い、その一部を単行本として発行した。発行された聞き取り資料集は15冊である。「真相糾明委員会」の被害者聞き取り調査にかかわってきた鄭惠瓊は、被害者にとって苦しかったのは人的な拘束より戦時体制の体制的な強制性、絶望感、侮辱感であったと指摘する⁽⁴⁴⁾。鄭惠瓊は強制を「鎖に縛られた状態で賃金もまったくなかった」のように認識する化石化された強制像については批判的である。強制の問題を形式的な強制の問題ではなく被害者の立場から再構築する必要がある。

第三に、韓国の大法院が2012年5月24日、「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は、請求権協定の適用対象には含まれ難い」として、三菱重工業など日本企業を相手にした韓国被害者の個人請求権を認めた。総動員体制の中で国家の組織的な計画の下で行われた朝鮮人動員は反人道的な不法行為だと判決したのである。また、日本政府は「強制動員」被害者の賠償問題は1965年の請求権協定によって解決済みだと主張しているが、韓国の裁判所は日本企業に賠償責任があると判決したのである。「強制動員」被害者の賠償をめぐる問題はまだ終わっていない。

終わりに

今まで韓国での「強制動員」をめぐる論点と研究状況を検討した。韓国ではいまだに「強制動員」の問題が学問的な歴史研究の領域として確立されていない。それは、被害者の補償にかかわる現在性を持っている問題であるからである。補償すべき被害の範囲に関しても韓国の中でもまだ一致していない。その理由の一つが日本と韓国の研究の中での「強制動員」の認識の範囲が異なることである。韓国では「強制動員」の問題は、植民地の収奪の連続性として体制として認識している。したがって、1938年國家総動員体制で行ったすべての労務動員政策を「強制動員」としてみている。しかし、日本では、1939年から始まった外地への動員、戦時期の一時的な事件として「強制連行」として扱っている。その認識の差は、日韓交渉の中でもあった。そして韓国で、現在「強制動員」問題において争点となっているのは、被害者賠償（補償）をめぐる問題である。

この問題に関する研究は、日韓請求権協定とのかかわりの中で「強制動員」被害の問題がどのように論議されたのが中心になっている。今までの研究は、請求権の有無に関する法的な論理とは別に、基本的に日韓請求権協定によって「強制動員」の補償の問題は一段落しているという立場であった。

しかし、最近、不法な行為に関する賠償は日韓請求権協定と無関係と判断し、不法な「強制動員」に関する賠償責任を認めた大法院の判決（2012.5）があり、新たに「強制動員」の賠償問題が浮かび上がっている。この判決は、韓国の中でもかなり衝撃を与えた。この判決に関する研究が国際法の分野から次々と出ている⁽⁴⁵⁾。大法院判決は、日韓請求権条約の解釈だけではなく、「人

(44) 鄭惠瓊 (2011) 「아시아태평양전쟁에 동원된 조선인노동자의 경험과 서사」 『한일민족문제연구』 제20호。

(45) 都時煥 (2013) 「한일청구권협정관련 대법원 판결의 국제법적 평가」 『국제사법연구』 Vol.19, 康炳根 (2014) 「국제법적 관점에서 본 일제강제징용 배상판결의 주요쟁점에 관한 연구」 『저스티스』 No.143 ; (2013) 「심각한 인권침해를 이유로 제기된 불법행위청구소송과 국제법의 발전방향」 『국제법학회논문』 58, 朴培寢 (2013) 「일제강제징용 피해자의 법적 구제에 관한 국제법적 쟁점과 향후 전망-2012년 대법원 판결을 중심으로」 『법학논총』

権侵害」という観点から「強制動員」被害者の賠償(補償)問題を取り扱っている。大法院の判決は歴史学にも、植民地体制と強制動員をどのような観点から見るべきかという課題を残したのである。

また、「明治日本の産業革命遺産」のユネスコ世界遺産登録の問題で明らかになったように、「強制動員」の記憶をめぐる問題は日韓の歴史認識の差を明らかにした。日韓の政府が徴用という同じ用語を使いながらも、その用語の意味が違うということも浮き彫りになった。日本政府の認識は今までの研究をまったく反映していない。これからこのような認識の差を埋めるために何が必要なのか、今後の課題である。

(はん・へいん 成均館大学東アジア歴史研究所研究員)

(なむ・さんぐ 東北アジア歴史財団研究委員)